

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 30日

香川県知事 殿



提出者

住 所 兵庫県神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号

氏 名 川崎重工業株式会社

代表取締役社長執行役員 橋本 康彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	川崎重工業株式会社 坂出工場
事業場の所在地	香川県坂出市川崎町1番地
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	船舶製造・修理業
②事業の規模	川崎重工業(連結) 売上 1,488,486百万円
③従業員数	川崎重工業(連結) 38,254人 坂出工場 1,061人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	【別紙のとおり】

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

【別紙のとおり】

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項【別紙のとおり】

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項【別紙のとおり】

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項【別紙のとおり】

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】【別紙のとおり】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	44.63 t
	(今後実施する予定の取組等) 特別管理産業廃棄物については全て電子マニフェストを使用している。	
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

令和7年度 特別管理産業廃棄物処理計画書別紙

1. 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

当工場の一連の処理の工程は1-1のとおりで、排出物についての補足説明を1-2に示す。
また、廃棄物についての基本情報は1-3のとおり。

1-1. 発生及び処理フロー（通常業務で発生する廃棄物）

生産工程:



※ は特別管理産業廃棄物

1-2. 補足 廃棄物の説明

排出物	説明
溶接スラグ (鉋さい)	溶接工程で発生するスラグ 鉄分の他珪素、マンガン等を含む
溶接・切断ヒューム (汚泥)	溶接工程で集塵機により集められたヒューム
ブラスト廃材 (金属くず)	ショットブラストにより発生した粉じんを集塵機で集めたもの
塗装集塵機汚泥 (汚泥)	湿式塗装集塵機の底に溜まった汚泥 清掃時に発生 (数回/年)
廃シンナー、 残塗料 (引火性廃油)	1) 塗装用器具に付着していた塗料及び洗浄に使用したシンナー 2) 1 液性の固まらない塗料 3) 水性塗料
木くず	1) 艀装品類の購入品 (ポンプ、バルブ、計測機器等) の梱包材、 パレット 2) 不要となった盤木、足場板 3) 構内の剪定作業により発生する剪定くず
廃プラスチック	1) 梱包材のビニールシート、発泡スチロール、ウレタン等 2) 構内で発生する可燃物一般
廃水処理施設汚泥 (汚泥)	1) 生活排水を処理する廃水処理施設から発生する有機性の汚泥 2) 生産設備のドレンや船舶から回収するビルジを処理する廃水処理 施設から発生する無機性の汚泥
土砂 (汚泥)	ドック清掃で回収される土砂 (建造中のブラスト粉塵、溶接スラグ及びゴミが混じっている)
窒素・りん測定廃液 (強酸)	構内の廃水処理施設・浄化槽に設置してある自動測定装置で窒素・り んの測定に使用した廃液
医療系廃棄物 (感染性産業廃棄物)	構内診療所で使用したガーゼ等
クーラント廃液 (廃油)	構内の車両整備工場から発生する使用済みクーラント
廃タイヤ (廃プラスチック)	構内の車両整備工場から発生する使用済みタイヤ
廃水銀灯 (ガラスくず、水銀使 用製品産業廃棄物等)	工場及び艀装船内で使用する照明
アスファルトくず・ コンクリートくず (がれき類)	コンクリート盤木など
グリス	設備のメンテナンス等で発生するグリス
P C B 等	構内で使用していた変圧器、安定器等

1-3 処理に関する基本情報

1) 基本事項

- (1) 公害防止及び法規制を遵守する。
- (2) リサイクルを推進することにより、埋立て処理廃棄物を削減する。

2) 現状

- (1) 廃棄物の処理は全て外部委託している。
- (2) 純粋な金属屑、古紙・ダンボール、空缶は廃棄物とせずの有価売却している。
- (3) 購入した材料等で不要となった場合に、他社で利用価値がある物については法令を遵守した上で無償譲渡している。
- (4) 廃棄物の種類別の割合について
 - ① 廃プラスチックについては艀装工事で発生する梱包材や残材による割合が大きい。
 - ② 木くずについては艀装品輸送に用いられる木製梱包材による割合が大きい。
 - ③ 汚泥については廃水処理施設から発生する割合が大きい。
 - ④ ブラスト廃材・溶接スラグについては鋼材加工・ブロック組立で発生する割合が大きい。
- (5) 処理の割合について
廃プラスチックの焼却処理の割合が大きい。

3) 課題

(1) リサイクルの推進

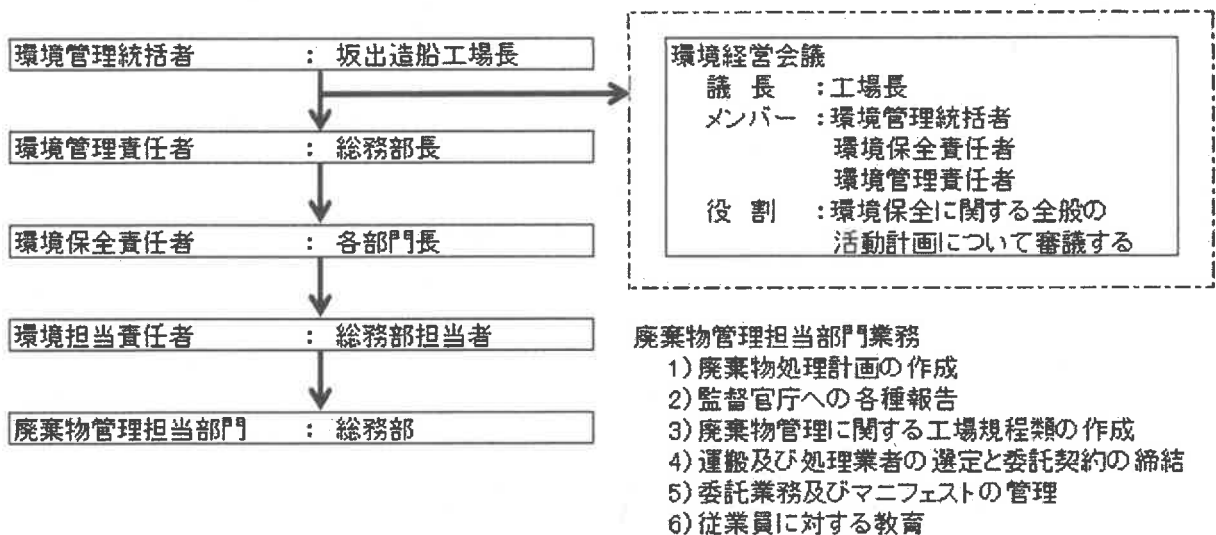
リサイクルできる対象物を検討し、埋立て処理廃棄物を削減する。
廃プラスチック類をリサイクルできる業者を検討する。

(2) 省梱包化

購入品の梱包材は当工場で発生する廃棄物に占める割合が大きい。取引先と協力して省梱包化を継続して検討する。

2. 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

当工場の産業廃棄物の処理に係る管理体制図は以下のとおり



3. 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

令和6年度の実績は図1のとおり。令和7年度の目標は図2のとおり。

排出の抑制への取組みについては3-1のとおりで、今年度も継続して実施する。

図1 令和6年度 実績

産業廃棄物の種類	①	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	排出量	直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量	⑩のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	⑫のうち再生利用 業者への処理 委託量	⑬のうち熱回収 認定業者への 処理委託量	⑭のうち熱回収 認定業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量
引火性廃油	43.99	43.99	0.00	43.99	0.00	0.00
強酸(pH2.0以下)	0.62	0.62	0.62	0.62	0.00	0.00
感染性廃棄物	0.03	0.03	0.03	0.00	0.00	0.00
PCB等	41.91	41.91	41.91	41.91	0.00	0.00
合計	86.54	86.54	42.56	86.52	0.00	0.00

図2 令和7年度 計画

産業廃棄物の種類	①	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	排出量	直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量	⑩のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	⑫のうち再生利用 業者への処理 委託量	⑬のうち熱回収 認定業者への 処理委託量	⑭のうち熱回収 認定業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量
引火性廃油	40.00	40.00	0.00	40.00	0.00	0.00
強酸(pH2.0以下)	0.68	0.68	0.68	0.68	0.00	0.00
感染性廃棄物	0.03	0.03	0.03	0.00	0.00	0.00
PCB等	15.00	15.00	15.00	15.00	0.00	0.00
合計	55.71	55.71	15.71	55.68	0.00	0.00

3-1. 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する取り組み

1) 廃油（引火性廃油）の発生抑制

塗装工程で用いる廃シンナー及び廃塗料について次の対策を行い、発生量を抑制する。

- ①使用塗料の種類を限定し、余剰分を他船に流用することで使用期限切れ在庫を削減する。
- ②使用量を管理し、残塗料の発生を抑える。
- ③洗浄に使用したシンナーを回収装置にて再生し、再利用する。
- ④シンナー添加量の適正化や塗装方法の改善により、塗料使用量の削減を図り、残塗料の発生を抑える。

4. 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

分別の取組みについては以下のとおりで、今年度も継続して実施する。

1) 分別投棄の実施

- 1 液性塗料と2液性塗料は分別して投棄している。
- 2 液性塗料は硬化剤と混ぜて固めて廃棄することで産業廃棄物(廃プラスチック類)として処分している。

2) 周知・教育

- ①専用回収容器に表示する。
- ②新入社員及び新規に入構する業者に対し、分別投棄要領を周知する。
- ③②に加えて、階層別の教育でも分別の重要性を周知する。

5. 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

処理の委託についての実績は図1参照。令和7年度の計画は図2参照。

処理の委託に関する取組みとして、処理を委託する業者の選定条件として、可能な限りリサイクルできる業者を選定している。各項目の処理後の再生利用方法は「1-1. 発生及び処理フロー」

農業、林業
漁業
鉱業、砕石業、砂利採取業
建設業
製造業
電気・ガス・熱供給・水道業
情報通信業
運輸業、郵便業
卸売業、小売業
学術研究、専門・技術サービス業
宿泊業、飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業
教育、学習支援業

医療、福祉

複合サービス業
サービス業(他に分類されないもの)
公務(他に分類されるものを除く)
その他(1~17に該当しないもの)